

## 事故発生防止のための指針

### 1. 事故発生防止に関する基本的な考え方

当社は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるように研修（訓練）を実施し、必要な知識の習得に努める。

### 2. 事故発生防止の組織体制

当社では、介護事故等発生の防止に取り組むにあたって、実施する各事業所が連携して「事故発生防止委員会」を設置する。

なお、当委員会は関連の深い委員会と合同で開催する場合がある。

#### (1) 設置の目的

サービス提供中の事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。

#### (2) 事故発生防止委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

委員会の委員長は代表取締役、構成委員は各サービスの管理者から選任する。  
安全対策責任者は、委員長とする。

#### (3) 事故発生防止委員会の開催

委員会は年2回開催することとし、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。  
事故発生時等、必要の都度、随時委員会を開催する。

#### (4) 事故発生防止委員会の役割

- ① 事故・ヒヤリハット報告書等の整備
- ② 事故・ヒヤリハット報告の分析および再発防止策の検討
- ③ 再発防止策の周知徹底

### 3. 従業員に対する研修・訓練の実施

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための従業員への研修(訓練)を、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修(訓練)の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修（訓練）の実施
- (3) その他必要な研修（訓練）の実施

#### 4. 報告方法及び再発防止策の周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底することで介護事故等について会社全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものでないことに留意する。

##### (1) 報告手順

別に定める事故・ヒヤリハット報告書の様式により、関係従業員から報告する。

##### (2) 事故要因の分析、再発防止策の策定

##### (3) 改善策の周知徹底

##### (4) 防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価する。

#### 5. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、定められた手順により速やかに対応する。

##### (1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

##### (2) 関係者への連絡・報告

関係従業員からの連絡等に基づき、ご家族、担当ケアマネージャー、必要に応じて本社総務部に事故の状況を報告する。

##### (3) 関係自治体等への報告

報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告する。

##### (4) 損害賠償

賠償等の必要性が生じた場合は、当社の加入する損害賠償保険で対応する。

#### 5. 当方針の閲覧について

当指針は、利用者および家族がいつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

付則

令和7年12月1日施行